

## 共謀罪集会（2007.1.31）スピーチ原稿

渡辺演久

### 改正点

触法少年、く犯少年に対する調査権

14歳未満の少年の少年院への収容

保護観察の遵守事項違反を繰返す少年を少年院等へ送致

国選付添人制度の導入

なぜ「少年法改正に反対するのか？」ということですが、共謀罪との関係で次の2点を挙げたいと思います。

第一点は条約と少年法の関係です。子どもの権利条約と3つの国際準則についてです。

これらの国際準則は子どもたちの主体性を認め、子どもたちの最善の利益を実現することを求めています。少年非行に関しては福祉の増進が非行を減少させるというスタンスをとっています。身柄の拘束と刑事司法化をできるだけ避けることが目指されています。

しかし今回の改正案は、子どもの最善の利益の実現とはほど遠く、子どもたちを力でねじ伏せる内容となっています。例えば警察権力を拡大し、あとで指摘するように事情があって家に帰れない、あるいは学校にいけない子どもたちでさえ、「く犯の疑いのある者」として補導し、継続補導という名の下で監視することができます。

また、従来は福祉の分野で扱われてきた小学生でさえ少年院へ収容するという、歴史的な大転換が企図されています。

さらに保護観察の遵守事項違反を繰返す者には、約束違反ということで少年院へ収容というペナルティーまで用意されています。この点は教育であるはずの少年院収容が「罰」として運用され、少年司法における教育が罰として運用されるという大きな矛盾をはらんでいます。

このような改正は、子どもの権利条約が基本とする子どもの意見表明権に基づいたものでもありません。子どもの権利条約第12条は、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」と規定し、子どもたちの意見を聴取し、考慮に入れるよう求めています。また98年の国連子どもの権利委員会最終所見においてもこの点は勧告を受けています。他にも2000年改正における検察官送致年齢の引き下げ、観護措置期間の延長、刑事処分の増加などの点においても、国連から国際準則の趣旨に沿うものではないと勧告されています。

政府は条約や勧告を正面から無視し、子どもたちの意見も子どもたちに実際に関わっている人たちの意見も聴こうとはしません。まさに力づくの改正です。政府は、共謀罪の関係では条約の批准には国内法の整備が不可欠であるという見解を示しておきながら、一方では、少年法の関係になると条約のことはまったく無視し、国連の勧告にも応えようとはしていません。これは大きな矛盾であります。

第二に、ぐ犯の調査権に関する問題が挙げられます。

ぐ犯が成立するには、保護者の監督に服しない、家庭に寄り付かない、いかがわしい場所に出入りするなどのぐ犯事由だけでなく、ぐ犯性も必要となります。それも一般的な犯罪の危険性ではなく具体的な犯罪の危険性でなければなりません。しかし、これでも範囲は曖昧で、プライバシー侵害の危険がつきまといます。

改正案では「ぐ犯の疑いのある者」にまで調査権を認めています。ぐ犯でさえ、犯罪ではないのだから警察が積極的に調査権を持ち、介入してくることで問題でもあるのに、「ぐ犯の疑い」でも介入してくるのです。

現在、このぐ犯の疑いに類するものとして不良行為少年という定義があります。これは少年法にではなく、警察の内部規則に規定があるものです。この不良行為少年は130～140万人おり、10代の人口が約1300万人ですから、9～10人にひとりが補導されている計算になります。この不良行為少年は主に喫煙や深夜はいかがいが中心に補導されていますが、家出、無断外泊、怠学などでも補導されています。つまり不登校の子どもや、虐待被害により家に帰ることのできない子どもたちまでもが「不良行為少年」として補導され継続補導の対象になっていると考えられます。

今回の改正案はこのような不良行為少年を「ぐ犯の疑いのある者」として法的に捉え直し、補導の対象にすることが想定されているといえます。この規定は、子どもと関わる大人たちにも及んでいます。保護者や友人はもちろん、公私の団体に照会できるという規定から、学校や塾や少年を雇用している雇用主なども調査対象になり、その範囲はあまりにも広すぎます。しかも具体的な犯罪の危険性もないのに広範にわたって警察が介入するので、共謀罪の子ども版ともいえます。

さらに「ぐ犯の疑い」を判断するのは警察であり、そこに司法のコントロールはまったく及びません。先ほど述べました国連の勧告においても、2004年に「評判の芳しくない場所に頻繁に通うなどの問題行動を示す子どもが罪を犯した少年として扱われる傾向があるという報告を懸念する」とし、パラグラフ54では「問題行動を抱えた子どもが犯罪者として取り扱われないことを確保すること」を勧告されています。ぐ犯の疑いのある少年を不良行為少年として監視下に置き、調査を続けることは国際的にみても問題があるものであります。

以上のように今回の少年法改正案は警察権力の拡大を背景にし、「力で子どもたちを服従

させる」改正でしかありません。子どもたちの最善の利益は何か？という視点で議論が進むことを願ってやみません。